

魚沼圏域版新ナンバープレート導入実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、魚沼圏域版新ナンバープレート導入実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、魚沼圏域において新たな地域名を定める「ご当地ナンバー」と図柄入りナンバープレートを組み合わせた新ナンバープレートの導入を実現することにより、対象地域の一体的な産業・観光振興を図るとともに、地域への愛着心や誇りを醸成し、連帯感を育むことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新ナンバープレートの導入に向けた啓発活動
- (2) その他目的達成に必要な活動

(組織)

第4条 実行委員会は、実行委員会の目的に賛同する市町をもって組織し、各市町の長をもって委員とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 若干名
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 副会長及び幹事は、会長が指名する。
 - 4 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第7条 実行委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、必要に応じて実行委員会の会議に出席し、かつ、随時発言することができる。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となる。

- 3 委員は、会議に出席することができない場合は、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 5 会長は、開会が困難な場合は、書面によって会議の議決に代えることができる。

(新ナンバープレート導入推進協議会)

第9条 会長は、実行委員会の事業の円滑な推進を図るため、新ナンバープレート導入推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置くことができる。

- 2 推進協議会は、第2条の目的に賛同する団体等の代表者をもって組織する。
- 3 推進協議会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 推進協議会は、会長の命を受け、実行委員会の活動に協力するとともに、新ナンバープレートの導入に関して必要な協議及び調整等を行う。
- 5 推進協議会の組織及び運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 市町間の連携及び調整を図り、実行委員会及び推進協議会の事務を処理するため、委員の所属する各市町に事務局を置き、会長の所属する市町の事務局を主管事務局とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が実行委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年8月24日から施行する。

魚沼圏域版新ナンバープレート導入実行委員会委員

会 長	南魚沼市長 林 茂男
副会長	十日町市長 関口 芳史
副会長	魚沼市長 佐藤 雅一
幹 事	津南町長 上村 憲司
幹 事	湯沢町長 田村 正幸